

2020年6月

## 感染症発生時の対応マニュアル

### ～ 目 次 ～

1. 感染症予防への取り組み . . . . . P2～3
2. 罹患者が発生した場合の対応
  - ① 乗客（利用客）の中で発生したとき . . . . . P3
  - ② 従業員の中で発生したとき . . . . . P4～5
3. その他
  - ① 従業員が濃厚接触者と認定されたとき . . . . . P5
  - ② 従業員と同一住所に居住する者が感染した  
若しくは疑わしいとき . . . . . P5



## 1. 感染症予防への取組

### (感染症蔓延時における日常の予防対策)

※当社では感染症法に基づき、下記の疾病を感染症と定義する。

- ① 指定感染症・・・新型コロナウイルス感染症
- ② 一類感染症・・・エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱等
- ③ 二類感染症・・・結核、SARS、鳥インフルエンザ等
- ④ 新型インフルエンザ等感染症・・・新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ

#### 事務所での感染拡大防止策

- (1) 「3密」の回避
  - ・換気の悪い「密」閉空間
  - ・多くの人「密」集する場所
  - ・近距離での「密」接した会話
- (2) 手洗い・手指消毒・うがいの励行（日々の健康管理に留意する）
- (3) マスクの着用（咳エチケット）
- (4) 事務所内の定期的な換気

#### バス車内での感染拡大防止策

- (1) 全車両アルコール消毒液を設置
- (2) 乗務員のマスク着用
- (3) 空気清浄機付搭載車両は装置の稼働、未搭載車両は換気扇、空調使用時は適時外気の導入
- (4) 待機中に窓を開けて換気
- (5) 運行終了後のアルコール消毒液等を使用した清掃  
(特にステップの手すり及び各座席のグリップ・カップホルダー)

## 感染症拡大防止策の為に健康管理について

- (1) 常の体調状態を把握し、体調管理に努める。
- (2) 下記の症状で指定感染症が疑われる場合は、各管轄の保健所に相談し指示された医療機関で受診する。
  - ・風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く場合
  - ・強い倦怠感や息苦しさを感じる場合
  - ・高齢者や基礎疾患がある者は上記症状が 2 日程度続く場合
  - ・但し高熱の場合はこの限りではない。

- ① 長崎市保健所 (095-801-1712 平日・土日祝) 対象地域：長崎市
  - ② 西彼保健所 (095-856-5059 平日のみ) 対象地域：西彼杵郡長与町、時津町
  - ③ 県央保健所 (0957-26-3306 平日のみ) 対象地域：諫早市、大村市
  - ④ 県南保健所 (0957-62-3288 平日のみ) 対象地域：雲仙市
- ※①～④の全ての保健所の開設時間は 9:00～17:30

## 2. 罹患者が発生した場合の対応

- ① 乗客（利用客）の中で罹患者が発生したとき

### 健康状態の把握

- ・当該車両の乗務員の体調確認及び全従業員（乗務員・事務職員）の体調確認

### アルコール消毒の実施

- ・当該車両の専門業者による消毒を実施し、その後 1 週間当該車両を使用禁止

### 該当する乗務員の対応

- ・該当する乗務員は、感染症拡大防止策の為に健康管理に努める。

## ② 従業員の中で発生したとき（従業員本人が罹患）

### 罹患本人より報告

- (1) 罹患本人は保健所の指示に従い医療機関を受診、入院又は自宅待機
- (2) 医療機関受診により感染が判明した旨を直ちに報告  
(本人⇒取締役部長又は営業所長⇒社長)

### 罹患該当者が発生した旨を緊急連絡先へ報告

- ・ 取締役部長又は営業所長より下記機関へ報告
- ・ 九州運輸局（092-472-2546 緊急連絡先 080-6405-2864）
- ・ 長崎運輸支局（095-839-4749 緊急連絡先 090-7399-6733）
- ・ 長崎県地域振興部交通対策課（095-895-2061）

### 罹患本人への指示

(1) 入院隔離以外の自宅療養の場合は外出せず、家庭内での感染拡大防止に注意するよう指示

(2) 自宅療養の場合、体調等経過状況を毎日報告するよう指示（本人⇒取締役部長又は営業所長⇒社長）

※感染症拡大防止策については厚生労働省のサイトを参照の事

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

### 職場（バス・事務所）の消毒

速やかに下記内容で消毒を実施する。

#### (1) 消毒の手段

- ・ 乗務員が罹患した場合：乗務した車両を専門業者により消毒作業を実施する。
- ・ 事務職員が罹患した場合：事務所内を専門業者により消毒作業を実施する。

#### (2) 消毒範囲及び使用禁止期間

- ・ 当該従業員の勤務場所（事務所・バス車両）とその周辺で、咳やくしゃみの飛沫が直接または手指などを介して間接的に付着した可能性のある部分
- ・ 運転手：乗務した車両の消毒、その後1週間の該当車両の使用禁止
- ・ 事務職：事務所内の消毒、その後1週間感染防止策を行わずに事務所内への立入禁止

### 罹患従業員の職場復帰取扱い

- (1) 公的機関又は医療機関より罹患者と認定された場合は、認定初診日より起算しておおよそ14日間、入院隔離又は自宅待機とする。
- (2) 職場復帰については公的機関又は医療機関の基準によるものとする。

### 罹患従業員以外の職場復帰取扱い

- (1) 公的機関又は医療機関より濃厚接触者と認定された場合は、認定初診日より起算しておおよそ14日間、自宅待機とする。
- (2) 職場復帰については公的機関又は医療機関の基準によるものとする。
- (3) 濃厚接触者と認定されていない従業員は通常出勤とする。但し毎日の検温を義務とする。

## 3. その他

### ① 従業員が濃厚接触者と認定されたとき

#### 会社へ報告

- (1) 会社へ報告（本人⇒取締役部長又は営業所長⇒社長）した上で、出社しない。健康観察の状況を毎朝報告する。
- (2) 公的機関より濃厚接触者と認定された場合は、管轄保健所が当該従業員に対して行う健康観察に協力し、指示に従うこと。
- (3) 入院隔離以外で自宅待機中は外出せずに、家庭内での感染拡大防止に注意する。
- (4) 行動指針は、前述に準ずる。

### ② 同一住所に居住する者が感染した若しくは疑わしいとき

#### 従業員本人は感染していない場合

- (1) 会社へ報告（本人⇒取締役部長又は営業所長⇒社長）した上で、出社しない。
- (2) 行動指針は、前述に準ずる。